第2回南相馬市新庁舎建設基本計画策定 市民検討委員会 次第

日時:平成30年7月5日(木)

	午前10時~		
	場所:本庁舎4階 議員控室		
L	開会		
2	委員長あいさつ		
3	議 事 (1)新庁舎建設の必要性及び基本理念等について・・・ <u>資料</u>	1	
	(2) 市民意見の反映について・・・・・・・・・ 資料	2	
	(3) 市有地について・・・・・・・・・・・・・・ 資料	3	
1	その他 (1)第3回 視察研修 7月25日(水)田村市・福島市 ・・・・・・・ <u>資料</u>	4	
	(2)第4回 会議 8月 6日(月)午前10時 本庁舎4階議員控室		
5	閉会		
 K	配布資料 ①行政用語解釈 ②第1回議事録要旨(当日配布)	. —	

南相馬市新庁舎建設基本計画

(第2回市民検討委員会 検討資料)

<目次>

序章	はじめに	1
1	検討の経緯 基本計画の目的・位置づけ	
	章 新庁舎建設の必要性	
1 2	現庁舎の現状・課題新庁舎建設の必要性	
第2	章 新庁舎建設の基本理念	8
1	上位関連計画との整合	8
2	基本理念	10
3	基本方針	12
4	導入機能	13

序章 はじめに

1 検討の経緯

本市の市政執行の中核を担う本庁舎は、市民のシンボルとして永く市民に親しまれるものとして、当時では最新の技術と技量を駆使し昭和 43 年に建築されました。その後、時代の行政需要に対応するため度々増改築を行うとともに、分庁舎の増設を行いながら現在に至っています。

本庁舎は、建設から 49 年が経過し、老朽化の進行とともに維持補修経費が年々増えています。また、庁舎の増改築や増設により5つの庁舎に窓口が分散していることや、バリアフリー対策が不十分であるために市民サービスの低下を招いていること、さらに執務スペースが狭あいなため多様化する市民ニーズに対応できていないことなど、本市の庁舎は様々な問題を抱えています。

このような問題の解消に向けては、市民サービスの向上を図るとともに、東日本大震災の経験から防災拠点としての機能強化など、新たな行政需要にも対応した効率的・効果的な庁舎機能が求められますが、既存庁舎の改修では物理的に対応しきれないため、平成28年度に庁内職員による新庁舎建設庁内課題検討委員会を設置し、現庁舎が抱える課題の洗い出しや新庁舎に求められる機能等について検討を行ってきました。

平成 29 年度には、副市長を委員長とし、関係部長により構成する新庁舎建設庁内 検討委員会を設置し、行政内部により南相馬市新庁舎建設基本構想を取りまとめま した。また、平成 30 年度には市民検討委員会を設置して計画検討を行うとともに、 市民アンケート調査等を実施して、市民意見を反映した南相馬市新庁舎建設基本計 画を取りまとめるところです。

2 基本計画の目的・位置づけ

(1) 基本計画の目的

基本計画は、基本構想を踏まえ、現庁舎の課題、新庁舎の必要性、基本理念、付加する機能など、基本設計の前提となる基本的な考え方を整理した上で、新庁舎の配置や建設規模、概算事業費、整備スケジュール等を示すことを目的とします。

なお、基本計画の策定に当たっては、庁舎建設に関する市民アンケートを実施するとともに、市民を中心とした検討会を設置し、より市民ニーズを反映した具体的な機能等について協議を進めていきます。

(2) 基本計画の位置づけ

基本計画の位置づけは以下のとおりです。

新庁舎建設 基本構想

- ・現庁舎の現状と課題の整理
- ・新庁舎の目指すべき方向性・基本的な方策
- ・必要な機能及び適正な規模、建設候補地の検討

新庁舎建設 基本計画

- ・基本設計の前提となる基本的な考え方の整理
- ・新庁舎の配置や建設規模、概算事業費、整備ス ケジュール等の検討

新庁舎建設 基本設計:実施設計

- ・事業者(設計者・施工者)の選定
- ・基本計画の基本的考え方を踏まえた設計

新庁舎建設 建設工事 ・設計に基づく工事

第1章 新庁舎建設の必要性

1 現庁舎の現状・課題

現在の本庁舎は、鉄筋コンクリート造地上4階・地下1階建てで昭和43年に建設されましたが、その後の行政需要の拡大に伴う職員数の増加などにより、段階的に西庁舎、東庁舎と建設を進め、今では5つの庁舎による分散型配置(下表)となっています。

<現庁舎の概要>

名 称	構造	延床	面積(㎡)	建築年度	耐用年数	主な配置部	備考
		地階	809.25			幼√3左立□	
	A4.67	1階	1,033.16		.3年度 50年	総務部 市民生活部	
		2階	977.62	昭和43年度		建設部	 現状:雨漏り・配管腐食など
本庁舎	鉄筋 コンクリート造	3階	779.76	四和40千/文	304	会計・議会	が、191/周り。 配 日
		4階	813.21			選挙管理委員会 教育委員会事務局	
		塔屋	0.77			秋日女兵五年初 问	
		計	4.413.77				
		1階	253.76				
西庁舎	鉄筋コンクリート造	2階	249.01	昭和52年度	50年	復興企画部	現状:タイル剥離・配管水漏れ
		3階	249.01				
		計	751.78				
	庁舎 鉄骨造 2	1階	547.45	平成9年度	38年	健康福祉部 監査委員	 現状:内壁下側腐食など
東庁舎		2階	502.11				がい、円主 一
		計	1,049.56				
	軽量鉄骨造	1階	485.31	平成26年度	30年	年 経済部 伴い会 農業委員会 たこと	※復旧復興のための人員増に 伴い会議室で執務を行ってい
北庁舎		2階	484.46	十成20千段	304		たことから、環境改善のため仮 設庁舎として整備
		計	969.77				
南分庁舎	鉄筋・コンクリート造	平屋	533.46	昭和54年度	50年	建設部 (上下水道)	ー部コンクリートブロック造 現状:雨漏り
	コンプクト追	計	533.46				
	合 計		7,718.34				

また、老朽化の進行に加え、建設当時には想定していなかった | T¹化やバリアフリー²化への対応など、多様化するニーズに対応できない状況にあります。 このことから、現庁舎の現状を把握し、次のとおり課題を整理します。

¹ | T: コンピューターの機能やデータ通信に関する技術のこと

 $^{^2}$ バリアフリー:障がい者や高齢者、子供が生活するうえでの障壁を取り除くこと

(1) 分散配置による市民サービスの低下

分散配置により窓口が分かれているため、市民はそれぞれの庁舎に足を運ばないと用件を済ますことができず、市民の利便性と行政効率の低下を招いています。 また、駐車スペースが不十分なことから、繁忙期には来庁者に対し不便をきたしています。

【課題】

- ●窓口を集約することによる市民の利便性の向上
- ●行政事務の効率化
- ●十分な駐車スペースの確保

(2) 老朽化による機能性・経済性の低下

建物本体は、老朽化の進行により随所に剥離、雨漏りが見られるとともに、給排水設備や空調設備においても、老朽化が著しく、頻繁に補修しなければならない状況になっています。また、〇A機器や電話、電源の配線により、床にモールが張り巡らされているため、段差が生じ通行等に支障をきたしている状況となっています。

【課題】

- ●施設設備の維持補修費の縮減
- ●IT化の発展に対応できる柔軟な設備設置のための環境整備
- ●パソコンや電話、電源等の配線による段差解消による移動安全性の確保

(3) 災害時の拠点としての機能不足と耐震性への不安

本庁舎は災害発生時の災害対策拠点としての重要な役割がありますが、情報集約に配慮した災害対策本部室など、求められる機能が不足しているため、その役割を十分に果たすことが難しい状況となっています。特に非常用電源は、太陽光パネルによる蓄電のみにとどまり、利用できる範囲が限定されているため、全庁的な電源確保が難しい状況です。

なお、本庁舎は平成 20~21 年度に耐震工事を行ったものの、改修後使用に耐えられる年数は一般的に 20 年程度であることから、既に 10 年が経過しているとともに、東日本大震災の影響による耐震性の低下が憂慮されている状況です。

【課題】

- ●非常時であっても、一定時間対応できる電力の確保
- ●非常時に会議を開催できるスペースの確保
- ●市民の生命と財産を守る防災拠点としての庁舎の耐震性の確保

(4) バリアフリー・ユニバーサルデザイン3への対応が不十分

現庁舎には構造上解消できない段差があるなど、バリアフリー対策が不十分です。

また、建物の構造上、ユニバーサルデザインに柔軟に対応できない部分がある とともに、親しみのある意匠やしつらえが不足しています。

【課題】

- ●高齢者や障がい者にもやさしい段差解消などのバリアフリーの対応
- ●誰もが親しみを持ち利用しやすい庁舎、わかりやすいピクトサイン⁴などユニバーサルデザインへの対応

 $^{^3}$ ユニバーサルデザイン:誰にとっても利用しやすい建物、空間デザインの考え方、バリアフリーの進化形のこと

 $^{^4}$ ピクトサイン:何らかの情報や注意を示す ために表示される視覚記号(マーク)のこと

(5) 狭あいなスペースによる不安

建物が狭あいなため窓口でのプライバシーへの配慮、待合所や執務室、相談室などのスペースを確保することが困難な状況となっています。

また、本市の拠点施設として、3区の市民が集い、交流できるスペースも不足 しています。

執務スペースには耐震用ブレースが設置されているため、柔軟な机の配置の妨 げとなっています。

【課題】

- ●窓口対応時等のプライバシーへの配慮及び個人情報の保護への対応
- ●待合室、執務室、書庫、市民交流の場等のスペースの確保
- ●柔軟性のある机の配置の実現

(6) 庁舎内のセキュリティ機能への不安

庁舎内には、市民生活に関わる多くの機能や重要な情報が蓄積されているため、 これらを守る必要がありますが、建物の構造上対応できない状況です。

【課題】

- ●執務室の確実な施錠等によるセキュリティの確保
- ●出入口の統一や防犯カメラの設置等による安全対策の充実

2 新庁舎建設の必要性

現庁舎は、建設から相当の年数が経過したことにより、庁舎機能の根幹に関わる多くの課題を抱えながらも、事務改善による業務の効率化や設備補修などを 度々行い、市民サービスが低下しないよう対応に努めてきたところです。

しかしながら、前述のとおり庁舎が分散されていることに伴い、市民にとって 利便性が低下しているとともに、老朽化した庁舎では限られた範囲での応急措置 的な対応にとどまり、物理的にも機能的にも根本的には解決に至らず、災害時の 拠点となるべき庁舎が安全・安心な建物とは呼べない状況です。

このようなことから、特に以下についての対応が求められています。

- ・市民の利便性を向上させるための環境整備
- ・安心して庁舎を利用できる環境整備
- ・非常時における災害対策拠点としての機能強化のための環境整備

さらに、市民のニーズ・時代のニーズに即し、適切な市民への対応、行政効率 の向上を図るためにも、安全・安心で誰もが利用しやすい新たな庁舎の整備が必 要です。

第2章 新庁舎建設の基本理念

1 上位関連計画との整合

新庁舎建設にあたっては、上位関連計画の趣旨を踏まえて検討を行うとともに、 これら計画との整合を図っていくものとします。

(1)新市建設計画(平成28年3月改訂)

①計画の趣旨

南相馬市新市建設計画は、小高町、鹿島町、原町市の3市町からなる新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画の実現に努めることにより3市町の地域の特性をいかし、速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展、個性的で魅力あるまちづくりを目指すものです。

②新市・合併の基本理念

新市建設計画を策定するにあたって、3市町の新市・合併の基本理念を次のと おり設定し、これを全体の基調として定めることとしました。

<新市・合併の基本理念>

●合併後もそれぞれの地域の主体性を尊重する地域分権・分散型の合併をめざします。

地域のことは地域で検討し決定する権限や予算枠等を各地域で持つ地域分権制度・ 体制の確立を図り、それぞれの地域の主体性を尊重するまちづくりを進めます。

❷地域の特性を残す、生かす、伸ばす合併をめざします。

各地域の自然条件や独自の歴史的経緯等から形成されてきた農業・福祉など特色ある施策や地域の伝統行事・祭り、コミュニティ活動は大切に引き継ぎ、地域の良さを 一層伸ばすよう努めます。

❸地域が互いに補完しあい、貢献しあう地域間ネットワーク型の合併をめざします。

農村地域と漁村地域と市街地地域、高齢者と地域住民など、関係する地域・人・団体等が連携ネットワーク化を図り、互いに助け合い、支え合うまちづくりを目指します。

③本庁舎・区役所庁舎施設の再配置整備の推進

現庁舎の活用等による新市の本庁舎·区役所庁舎の再配置整備を図るとともに、 計画的に整備・改修・設備更新等を進めます。

<主要事業の内容>

- 〇新市の本庁・区役所の再配置整備事業の推進
- 〇小高区役所庁舎建設事業の推進(消防分署と併設)
- 〇既存区役所庁舎の耐震改修整備事業の推進
- 〇本庁舎建設事業の推進

(2)復興総合計画(平成27年3月策定)

①10年後(平成36年度)の将来像

みんなでつくる かがやきとやすらぎのまち 南相馬 ~ 復興から発展へ ~

②将来像の趣旨

若者が増え、地域産業を再生するとともに子どもたちの笑顔によってまちの「かがやき」を取り戻し、放射線被ばくへの不安を払拭し、医療・介護資源の確保を図ることなどにより、自然や人とのふれあいの中で「やすらぎ」が感じられ、地域コミュニティの再生・再構築を図りながら市民自治を醸成し、市民との協働により「みんなでつくる」南相馬を目指すものです。

また、復興施策を着実に進めることで、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間で本市の更なる発展への基礎をつくり、全ての市民が幸せを実感できるまちを目指します。

(3)公共施設等総合管理計画(平成29年3月策定)

①計画策定の目的

公共施設等総合管理計画は、本市の公共施設等の全体の状況を把握し、全市的・長期的な視点を持って、公の施設等の見直し・配置の最適化と効率的な施設の保全管理を進めることで、財政負担の軽減と平準化をはかり、持続可能な南相馬市の実現を目的としています。

②公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に関する基本的な考え方として示されている基本方針は以下のとおりです。

<基本方針>

- ○施設保有量の最適化
- 〇予防保全的管理による長寿命化
- 〇市民ニーズに対応した施設の活用
- 〇民間活力を生かした取組の推進
- 〇次世代負担を見据えた施設マネジメントの推進

③庁舎等の管理に関する基本的な考え方

市役所庁舎は更新の予定はあるものの、市民サービス・防災拠点としての重要な役割を持つことから、安全対策を考慮しながら、必要な修繕については実施していくものとします。小高区役所・鹿島区役所については、本庁舎の更新と併せ、機能の移管等についても検討を行います。

2 基本理念

本庁舎建設事業の推進が新市建設計画に位置づけられていることから、新庁舎を新市建設における拠点施設とするとともに、長期的な視点を持って、これからの持続可能な公共施設のあり方を体現する施設とします。

また庁舎は、多くの市民が利用する施設であることから、使いやすく親しみを持てる新庁舎であるとともに、効率的な行政サービスを提供するものとし、市民の安全・安心な暮らしを支える機能をもつ施設とします。

以上の内容を踏まえ、現庁舎の現状・課題に対応して、基本理念を次のとおり 定めます。

現庁舎の現状・課題 基本理念 (1) 分散配置による市民サービスの低下 1 市民が利用し ●窓口を集約することによる市民の利便性の やすい庁舎 向上 ●行政事務の効率化 ●十分な駐車スペースの確保 (2) 老朽化による機能性・経済性の低下 ●施設設備の維持補修費の縮減 ●ⅠT化の発展に対応できる柔軟な設備設置 のための環境整備 2 行政事務の機 ●パソコンや電話、電源等の配線による段差 能性・効率性 解消による移動安全性の確保 の良い庁舎 (3)災害時の拠点としての機能不足と耐震性へ の不安 ●非常時であっても、一定時間対応できる電 力の確保 ●非常時に会議を開催できるスペースの確保 ●市民の生命と財産を守る防災拠点としての 庁舎の耐震性の確保 3 災害対応の拠 点施設となる (4) バリアフリー・ユニバーサルデザインへの 安全な庁舎 対応が不十分 ●高齢者や障がい者にもやさしい段差解消な どのバリアフリーの対応 ●誰もが親しみを持ち利用しやすい庁舎、わ かりやすいピクトサインなどユニバーサ ルデザインへの対応 4 環境にやさし (5) 狭あいなスペースによる不安 く経済性を考 ●窓口対応時等のプライバシーへの配慮及び 慮した庁舎 個人情報の保護への対応 ●待合室、執務室、書庫、市民交流の場等の スペースの確保 ●柔軟性のある机の配置の実現 (6) 庁舎内のセキュリティ機能への不安 ●執務室の確実な施錠等によるセキュリティ 5 市民が誇りを 持てる庁舎 ●出入口の統一や防犯カメラの設置等による 安全対策の充実

3 基本方針

5つの基本理念を実現させるため、基本方針を次のとおり定めて、新庁舎の建設を目指します。

1 市民が利用しやすい庁舎

<基本方針>

- ◆より良い行政サービスを提供できる庁舎
- ◆市民が気軽に利用できる庁舎
- ◆ユニバーサルデザインを導入した庁舎

2 行政事務の機能性・効率性の良い庁舎

<基本方針>

- ◆プライバシーに配慮した庁舎
- ◆組織改革に柔軟に対応できる庁舎
- ◆セキュリティ機能を充実させた庁舎

3 災害対応の拠点施設となる安全な庁舎

<基本方針>

- ◆耐震性を備えた安心できる庁舎
- ◆行政機能が維持できるライフライン⁵が充実した庁舎
- ◆災害対応の中枢機能を備えた庁舎

4 環境にやさしく経済性を考慮した庁舎

<基本方針>

- ◆自然エネルギーを活用した環境にやさしい庁舎
- ◆ライフサイクルコスト⁶を抑えた経済的な庁舎
- ◆周辺環境と調和のとれた庁舎

5 市民が誇りを持てる庁舎

<基本方針>

- ◆市の「顔」となる庁舎
- ◆明るく親しみを持てる庁舎
- ◆末永く愛される庁舎

 $^{^{5}}$ ライフライン:生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信などの施設のこと

 $^{^6}$ ライフサイクルコスト:建物の企画・設計から建設、維持管理・解体・廃棄に至るまでに要する全費用のこと

4 導入機能

新庁舎建設に向けて、それぞれの基本方針を実現するため、必要な導入機能、 施設については次のように定めます。

1 市民が利用しやすい庁舎

- ◆より良い行政サービスを提供できる庁舎
- ◆市民が気軽に利用できる庁舎
- ◆ユニバーサルデザインを導入した庁舎

く導入機能>

- ・市民サービス窓口機能の集約
- ・市民にとって利便性の良い設備の導入
- ・わかりやすく利用しやすい窓口や案内版の設置
- ・バリアフリーの整備
- ・充実した情報の受発信ができる環境整備
- ・開かれた議会運営に必要な機能の整備
- ・市民が憩えるゆとりある空間の確保
- ・ゆとりある駐車場の整備

2 行政事務の機能性・効率性の良い庁舎

- ◆プライバシーに配慮した庁舎
- ◆組織改革に柔軟に対応できる庁舎
- ◆セキュリティ機能を充実させた庁舎

く導入機能>

- ・プライバシーを考慮した相談室等の整備
- ・機能的で効率の良い執務スペースの確保
- ・利用しやすい会議室の整備
- ・作業室、書庫、倉庫、更衣室等スペースの十分な確保
- ・強固なセキュリティ機能(防犯カメラ等)の設置
- ・ I C T 7 機能が有効活用できる執務スペースの確保

⁷ ICT: IT 技術を通し人同士のコミュニケーションが生まれる応用技術のこと

3 災害対応の拠点施設となる安全な庁舎

- ◆耐震性を備えた安心できる庁舎
- ◆行政機能が維持できるライフラインが充実した庁舎
- ◆災害対応の中枢機能を備えた庁舎

<導入機能>

- ・東日本大震災と同程度の震度に耐えられる耐震性の強化
- ・ライフラインのバックアップ機能の強化
- ・災害時の拠点として機能が維持できる安全性の確保
- ・災害対策対応時の機器・設備の設置
- ・災害対策本部機能を備えた会議室の確保
- ・災害対応時の健康維持に配慮した機能の整備

4 環境にやさしく経済性を考慮した庁舎

- ◆自然エネルギーを活用した環境にやさしい庁舎
- ◆ライフサイクルコストを抑えた経済的な庁舎
- ◆周辺環境と調和のとれた庁舎

く導入機能>

- ・低消費で長寿命の省エネ機器の導入
- ・自然エネルギーの積極的な活用
- ・ライフサイクルコストの低減
- ・維持管理しやすい機器の導入
- ・周辺環境と調和したデザインの採用
- ・敷地内の緑地の整備

5 市民が誇りを持てる庁舎

- ◆市の「顔」となる庁舎
- ◆明るく親しみを持てる庁舎
- ◆末永く愛される庁舎

<導入機能>

- ・市の象徴となる意匠の採用
- ・3区の一体感が醸成される空間の整備
- ・市民の協働、交流の場となる空間の確保
- ・美観に優れ、長期的に利用できる施設の整備

<新庁舎建設基本計画> 市民意見の反映について

新庁舎建設基本計画の策定に当たっては、以下の手段により広く市民の意見を聞きながら調査・検討を行い、市民意見を基本計画に反映させます。

1. 市民意見の反映手段

①市民検討委員会

・学識経験者、公共的団体・市民団体等の代表者、市民公募委員からなる委員会を合計 8 回開催して、 新庁舎建設基本計画の検討を行います。

②市民アンケート

- ・市民アンケートにより、現在の庁舎利用状況や新庁舎建設の必要性、建設場所として望むこと、新 庁舎の機能として重視すること等について調査します。
- ・市民アンケートは18歳以上の市民のうち、統計上有効な市民8,000人を対象に実施します。

③市民説明会

・市民説明会は市広報により周知して、市内各所にて中間案、素案の各段階で説明会を開催し、市民 意見を把握します。

1回目:計画中間案(新庁舎建設の必要性、基本理念・方針、建設予定地等)

2回目:計画素案(上記に、施設機能、施設配置、事業手法等を含めた基本計画素案)

※1回目の計画中間案の説明会時には、開催結果及び説明資料を市ホームページに掲載するとともに、財政課や各区役所に閲覧資料・意見書を設置し、広く市民意見を募集できる機会を設けます。

④パブリックコメント

- 市民に新庁舎建設の計画案を周知し、広く市民意見を把握するため実施します。
- ・市ホームページに基本計画素案を公表するとともに、財政課や各区役所の窓口に素案を設置し、市 民意見を募集します。

⑤地域協議会

・計画の検討内容について、以下の内容で各区協議会へ報告・諮問します。

1回目:パブリックコメント実施の提案 2回目:基本計画最終案の諮問・答申

⑥新庁舎建設特別委員会(議会)

・市政運営上大きな課題であり、積極的かつ機動的な関与が必要とし設置された特別委員会です。 特別委員会の要請、事務局からの情報提供・報告事項に応じ適宜開催

2. 市民意見の反映プロセス

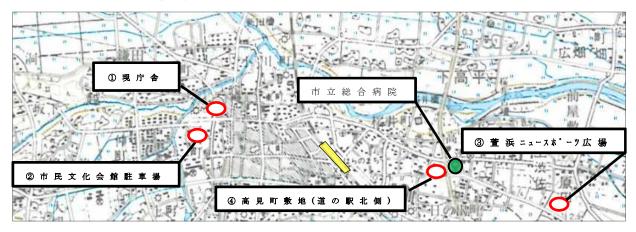
以下のスケジュール案に基づき市民意見の把握を行い、基本計画への反映を図ります。

7 4 25	11.安	市民意見の反映手段				
メソン	ュール案	①市民検討委員会	②市民アンケート	③市民説明会	④パブリックコメント	⑤地域協議会
H30	6月	第1回:委員会趣旨				
	7月	第2回:必要性·理念	アンケート実施・回収			
		第3回:視察研修	アンケート集計・分析			
	8月	第4回:アンケート結				
		果、建設場所協議				
		第5回:建設場所決				
		定、施設規模				
	9月	第6回:施設機能、施		1回目:計画中間案		
		設配置、事業手法等		【HP 公表·意見募集】		
	10月	第7回:計画素案				
	11月					1回目:パブコメ提案
	12月			2回目:計画素案	計画素案	
H31	1月	第8回:パブコメ結果、				2回目:計画最終案
		計画最終案				の諮問・答申
	2月					

市有地について

新庁舎建設地は、地方自治法の規定のとおり市民の利便性を 最重要視しながら、建設に必要な規模が確保できる場所につい て、市民と協議を重ね慎重に候補地の選定を行っていきます。 なお、市有地を活用する場合は、次の4か所が考えられます。

<市有地の位置図>



庁舎の位置を定めるにあたり、地方自治法では、

- 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変 更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、<u>住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官</u>公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
- 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の<u>議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。</u>

と規定されています。

①現庁舎敷地

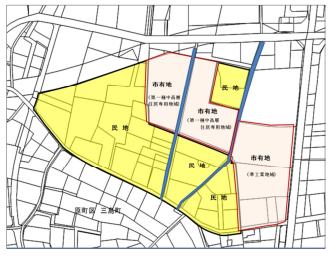
庁 舎	所 在	地 番	地 目	地 積 (m²)
木 庁 全		14 - 1	宅 地	4,156.70
本 庁 舎 西 庁 舎 東 庁 舎	本町二丁目	27 - 1	宅 地	2,463.22
果 厅 舎		小	計	6,619.92
		1	宅 地	561.00
	n	2 - 2	宅 地	93.24
		3 - 2	宅 地	760.01
北 庁 舎駐 車 場		4 - 3	宅 地	927.34
北庁舎駐車場		10 - 1	宅 地	446.00
		11-1	宅 地	768.00
		11 - 2	宅 地	72.00
		小	計	3,627.59
	10,247.51			





②市民文化会館用駐車場敷地

所 在	地 番	地 目	地 積 (m²)
	2 2	雑 種 地	2,483.00
	計	+	2,483.00
	3 3	雑 種 地	2,919.00
	∄ -1-		2,919.00
三島町二丁目	42-2	宅 地	2,229.00
一 四 "」 一 」 日	4 5 - 1	宅 地	1,628.90
	5 0	雑 種 地	677.00
	5 1	宅 地	217.00
	5 2 - 1	宅 地	252.93
	小	計	5,004.83
合 言	†		10,406.83





③ 萱 浜 ニュースポーツ 広 場 敷 地

所 在	地 番	地目	地 積 (m²)
萱 浜 字 巣 掛 場	45-77	雑 種 地	45,391.00
計	45,391.00		





④ 高見町敷地 (道の駅北側)

所 在	地 番	地目	地 積 (m²)
	1 6	雑 種 地	380.00
	計	r	380.00
	23-4	宅 地	777.38
	23-12	宅 地	110.87
高見町二丁目	24-1	宅 地	2,042.11
同 允 鬥 一 丁 日	24-7	宅 地	8,667.03
	小 計		11,597.39
	3 0 - 4	雑 種 地	2,633.00
	3 0 - 1 5	雑 種 地	117.00
	小	計	2,750.00
合 計	14,727.39		





<市有地を活用する場合の比較表>

	① 現庁舎敷地	② 市民文化会館駐車場	③ 萱浜ニュースポーツ広場	④ 高見町敷地(道の駅北側)
敷地面積	・2筆:10,247㎡ (本庁舎6,619.92㎡・北庁舎3,627.59㎡) ・2筆間に市道・民地あり	・3筆合算:10,406㎡ (電力側5,004.83㎡・中側2,919㎡・西側2,483㎡) ・3筆間に法定外道路2か所あり	・ <u>1筆:45, 391㎡</u>	・3筆合算: 14,727㎡
用途地域 (容積率・建ペい率)	・準工業地域(200%・60%) ・第一種住居地(北庁舎) (200%・60%)建物制限有	・準工業地域(道路沿いのみ)(200%・60%)・第一種中高層住居専用地域(奥側駐車場地)(200%・60%)建物制限有	・無指定	・準工業地域(200%・60%)
実現性 (計画期間)	・市有地のみの建設では、敷地面積が不足する可能性あり ・ <u>既存庁舎の解体の後の整備</u> となる	・用地取得がなく建設できる ・ <u>ゆめはっと来場者用駐車場の確保</u> が必要	・広大な市有地で用地取得がなく建設できる ・ <u>現在グランドゴルフ等に利用中</u> で代替地が 必要	・用地取得がなく建設できる ・ <u>仮設住宅の集約、撤去</u> に時間を要す (仮設の供用期間は31年度まで)
経済性 (費用面) (財政措置)	・現庁舎解体は起債対象・仮設庁舎の建設が必要かつ用地確保が伴う・移転作業は2回必要	・現庁舎解体後、駐車場整備で起債対象・法定外道路の付替道路の整備が必要・移転作業は1回	・現庁舎解体は起債対象外 ・下水道計画区域だが、整備は当面先であり 原因者負担での敷設工事となる ・移転作業は1回	・現庁舎解体は起債対象外 ・職員用駐車場の敷地の確保が必要となる ・移転作業は1回
利便性 (近隣施設) (交通アクセス)	・中心市街地に隣接し人口重心より南に970m ・現在の本庁舎の場所で <u>認知度は高い</u> ・保健センター、社会福祉協議会に近い ・県道12号線が隣接 ・路線バスが運行している ・JR原ノ町駅から1.5km ・南相馬ICから3.9km	・中心市街地に隣接し人口重心より南に1,100m ・ <u>現在の本庁舎近く</u> で認知度は高い ・保健センター、社会福祉協議会に近い ・県道12号線が近接 ・路線バスが運行している ・JR原ノ町駅から1.5km ・南相馬ICから3.9km	・ <u>市街地から東側</u> で、人口重心より3,800m ・ <u>国道より東側で認知度は低い</u> ・整備予定の災害備蓄倉庫に近く、災害時の 迅速な対応が図られる ・県有施設(南相馬原子力災害対策センター) が近隣に整備されている ・保健センターや社会福祉協議会より離れる ・路線バスが運行していない ・JR原ノ町駅から2.5km ・南相馬ICから7.7km	・ <u>市街地から東側</u> で、人口重心より2,600m ・道の駅がすぐ近くにあり認知度はある ・近くに総合病院、消防署及び警察署があ り、災害時の迅速な対応が図られる ・保健センターや社会福祉協議会より離れる ・国道6号線が隣接 ・路線バスの停留所が総合病院前にある ・JR原ノ町駅から1.3km ・南相馬ICから6.6km
適合性 (敷地条件) (周辺環境)	・本庁舎敷地は建設制限はない ・本庁舎敷地のみでは駐車場が確保できない ・本庁舎と北庁舎は、分断しているので、一体の敷地にする場合、用地取得が生じる (地権者7名住宅5棟ほか) ・北側の民家への日影対策が必要	・東側の市有地は建設制限はない ・奥側(西側)は、用途地域変更が必要 ・不整形地であるが、整備された駐車場地の ため特に問題はない ・法定外道路を廃止で約10,000㎡の一団の敷 地が確保できる ・建設位置により近隣の民家への日影対策が 必要	・用途地域での建設制限はない ・雑種地で整地はされているが、雑木林の整 理が必要 ・周辺に民家がなく設計が自由である	・用途地域での建設制限はない ・整地された宅地のため特に問題はない ・国道に隣接し、道の駅が南側となることから渋滞緩和措置が必要 ・建設位置により近隣の民家への日影対策が必要

※人口重心:人口の1人1人が同じ重さを持つと仮定しその地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる場所

(平成27年度国勢調査による人口重心:新田川橋(小川町側)手前を西へ500mの箇所近辺((有)木幡自動車工業の北側河川敷)

南相馬市新庁舎建設基本計画策定市民検討委員会 視察研修行程表

月日	行 程	備考
	旧文化センター 移動 駐車場 発 一一一 高速(船引三春 I C)	〈集合場所〉 文化センター駐車場
7/25 (水)	8:00 $10:00\sim12:00$ $(12:05)$	〈出発時刻〉 8時00分
	昼食 移動 → 安達太良SA → 高速(福島西IC)	〈参加予定人数:20名〉
	$(12:40\sim13:30) (14:20)$	委員:18名 事務局:2名
	旧文化センター	〈大型バス1台〉
	14:30~16:30 18:00頃	

- ·記入例 / --- : 大型バス使用
- ・各市の滞在時間は見学及び概要説明で2時間程度を予定しています。
- ・昼食は東北自動車道のサービスエリアを予定していますが、状況に応じ、変更する場合があります。